

2005年度
破産法講義

2a

関西大学法学部教授

栗田 隆

破産法講義 第2a回

- 破産手続開始の申立て
 1. 申立
 2. 費用

申立主義

- 原則 破産手続も私人の権利保護の手続であるので、私人（債権者・債務者）がその開始を求める場合にのみ開始される（処分権主義）。
- 例外 裁判所の職権による破産手続開始
 1. 民法上の法人が債務超過の状態にある場合（民70条1項）
 2. 牽連破産の場合（民事再生法250条、商法402条・455条、会社更生251条）

破産手続開始申立権者

- 債権者（18条）
- 債務者（18条）
- 債務者に準ずる者（19条・224条1項）
- 例外的に、その他の者　金融機関について破産手続開始原因がある場合に、その監督庁（金融更生特例490条）

申立権を有する債権者の範囲

- 破産手続開始申立時に破産者の一般財産から満足を受ける請求権（債権）を有する者
- その債権の種類は問わない。
- その債権について判決等の債務名義が存在することも必要ではない。

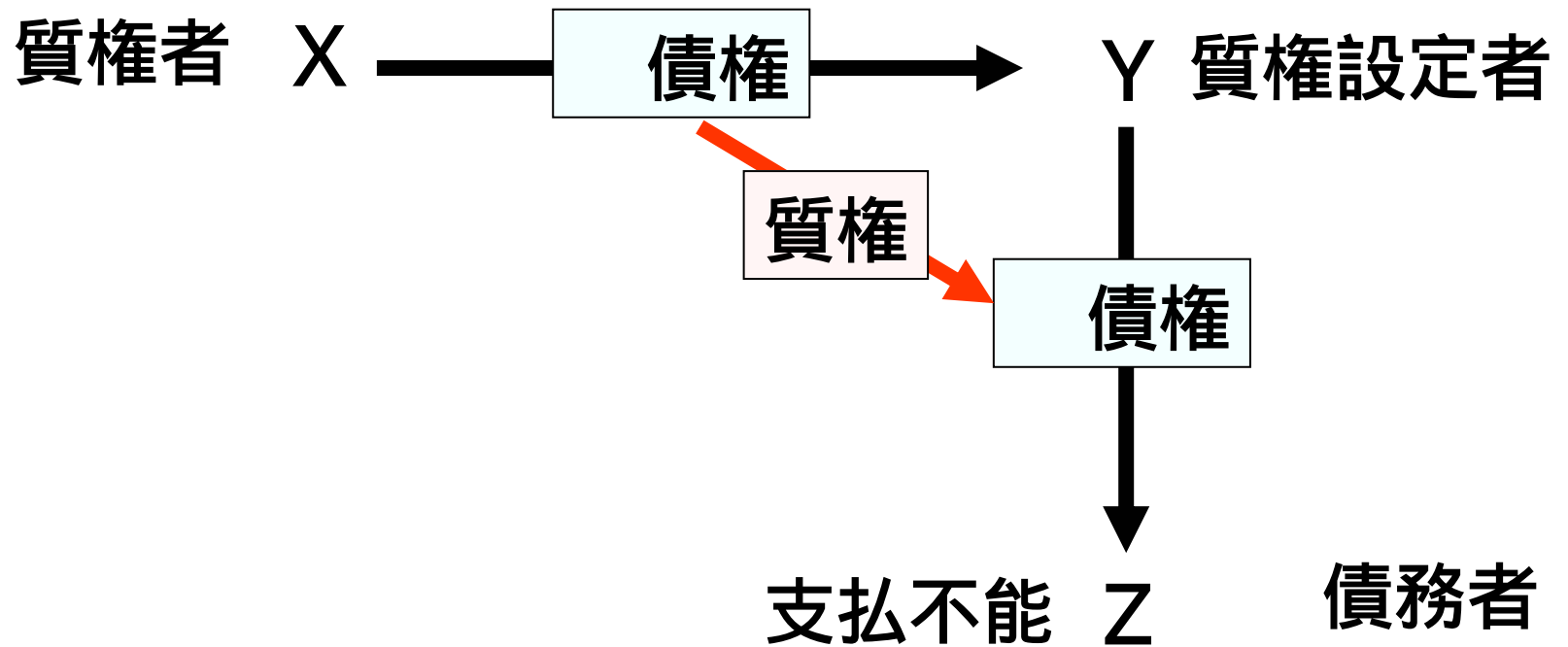
不足額主義(108条)の適用の有無

- 通説は、不足額の存在は要件ではないとする。
- しかし、不足額の不存在が明かな場合にまで、破産手続開始申立てを認めるべきではない(この点の証明責任は、債務者が負う)。

ノンリコース特約のある債権

- 債務者の特定財産のみを責任財産とし、他の財産を責任財産としない旨の特約（ノンリコース特約）は、通常は、当該特定財産上の担保権と組合わさっており、担保財産のみから弁済を受ける特約である。
- そのような特約の付されている債権のみを有する債権者は、開始申立ての利益を有しない。

質権の目的となっている債権



Yは、債権に基づき、Zについて破産手続開始の申立てをすることができるか

最判平成 11 年 4 月 16 日決定

- 債権が質権の目的とされた場合には、債務者の破産は質権者の取立権の行使に重大な影響を及ぼすので、質権者の同意があるなどの特段の事情のない限り、質権設定者は、当該債権に基づき当該債権の債務者に対して破産の申立てをすることはできない。

申立人の債権の存在時期

- 申立人の債権は、申立てについての裁判の時に存在することが必要であり、また、その時に存在していれば足りる。
- 申立債権者の債権の弁済期の到来は不要である。但し、
 1. 破産手続開始原因として支払不能が主張されている場合には、自己または他者の債権について弁済期が到来していることが必要である。
 2. 破産手続開始原因として債務超過が主張されている場合には、それも必要ない。

申立人の債権の対抗要件

- 申立債権者の債権が他から譲渡されたものである場合には、債権譲渡の対抗要件を具備していることが必要である（大判昭和4年1月15日民集8巻1頁。否定説もある）

債務者からの破産手続開始申立て

- 債務者自身も破産手続開始申立をすることができる。
 1. 債権者との個別的対応を逃れるため。
 2. 力の強い債権者が不公平に多くの満足を受けたことの是正のため
 3. 個人債務者は、経済的更生のために免責決定を得るため。
- 債務者の申立てに基づく破産を自己破産という。

準債務者からの破産手続開始申立て

- 債務者に準ずる一定範囲の者にも申立権が認められている。
 1. 理事、無限責任社員、取締役（[19条](#)1項・4項） 法人とは別個に申立権が与えられており、理事会や取締役会の議決を経なくてよい。
 2. 清算人（[19条](#)2項・4項）
 3. 相続人、相続財産管理人、遺言執行者（[224条](#)）

申立義務者

- 次の者は、申立て義務を負う
 1. 民法上の法人の理事（民法70条2項）
 2. 清算人（民法81条1項、商法124条3項・430条等）
- 相続財産管理人等は、申立て義務を負わない（旧破産法136条2項の廃止）。

申立書（20条1項）

規則13条所定の事項を記載する

- 1項の記載事項 開始申立ての中核をなす事項
 1. 申立人・債務者の氏名又は名称及び住所等
 2. 申立ての趣旨
 3. 破産手続開始の原因となる事実
- 2項の記載事項 手続を円滑に進めるために必要な事項
 1. 財産状況
 2. 関連する倒産処理手続
 3. その他

申立手数料

- 債権者のする申立ての手数料 = 2万円（民訴費用法別表第一第12項）
- 債務者・準債務者のする申立ての手数料 = 1000円（民訴費用法別表第一第16項（裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの））

申立書の審査

- 不備があれば、期間を定めて補正すべきことが命じられる。記載事項の定型性を考慮して、裁判所書記官が一次的にするものとされている（[21条](#)1項）。
- 補正を命ずる裁判所書記官の処分に対して、申立人は、裁判所に異議の申立てをすることができる。
- 裁判所は、（ ）申立書に不備がないと判断すれば、補正を命ずる処分を取り消す。（ ）不備があると判断すれば、異議申立てを却下する。（ ）裁判所は、裁判所書記官が補正を命じた不備以外の不備があると判断する場合には、期間を定めてその補正も命じなければならない（[21条](#)5項）。

疎明事項

- 債務者は破産手続開始の申立てがなされること自体により大きな影響を受けるので、理由のない破産手続開始申立てをできるだけ早く排除するために、次のことの疎明が要求されている。

申立人	疎明事項
債権者	破産債権と破産手続開始原因（ 18条 2項）
一部の理事	破産手続開始原因（ 19条 3項・4項）
相続人等	破産手続開始原因（224条2項1号）

債権者一覧表

(20条2項本文、 規則14条)

- 債権者以外の者が破産手続開始申立てをする場合には、債権者一覧表を提出することが必要である。
- 債権者が開始申立てをする場合には、破産法自体はこれらの書類の提出を義務づけていないが、破産規則により、申立債権者も提出すべきであるとされている。

時効中断の効力（1）

- 破産手続開始申立ては、裁判上の請求（民法149条）の一つとして、時効中断の効力を有する（破産手続参加の場合についての民法152条も参照）。

時効中断の効力（2）

- 開始申立てが取り下げられた場合でも、申立債権者が破産手続開始申立ての中で自己の債権を主張したことは、債務者に対する催告としての効力を有する（[民法153条参照](#)）。
- 申立ての取下げの時から6カ月内に訴えを提起することにより、当該債権の消滅時効を確定的に中断することができる（[最高裁判所昭和45年9月10日判決・紹介](#)）。

破産手続費用の予納

- 同時廃止相当事件では1万4170円，
- 管財相当事件では少なくとも50万円以上。

- 裁判所が必要な金額を見積もって、予納すべき金額を定め、申立人が予納する（[22条](#)1項。債務者が申し立てる場合でも、予納義務がある）。
- 裁判所が定めた予納金を予納しない場合には、破産手続開始申立ては棄却される（[30条](#)）。

国庫による仮支弁（23条）

- 裁判所が、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、国庫が費用を仮に支弁して（立て替えて）破産手続を開始する
- 同時廃止の場合でも、仮支弁は可能である。
- 職権により破産手続開始決定がなされる場合には、手続費用は国庫が仮支弁する。

費用不足による同時廃止

- 破産管財人を選任して破産手続を追行しても、手続費用を支払うだけの財産がないと認められる場合には、破産手続開始決定と同時に破産手続を廃止（終了）する（[216条1項](#)）。
- 申立人が手続費用を償うのに足るべき金額を予納すれば、同時廃止とならずに、破産管財人を選任して破産手続が追行される（[216条2項](#)）。